

【高槻市】業種変更 提出書類一覧表（建設工事）

No.	書類名	複写	注意事項
1	登録業種変更届（建設工事）	不可	所定の様式により届出してください。
2	委任状	不可	契約等の権限を受任者に委任する場合、提出してください。※委任状の様式はありません 入札参加資格承認申請時に押印した実印と受任者印を押印してください。
3	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	可	審査基準日が令和4年6月15日以降のもので、通知日が令和6年1月26日までであること。 申請日時点で最新のものを提出してください。
4	建設業許可証明書等	可	下記①～③のいずれかで、申請日時点で有効期間内のものを提出してください。 ①令和6年1月26日までに発行された、許可印または確認印のある許可証明願または許可確認願 ②建設業許可証明書又は建設業許可通知書 ③下記よりダウンロードした「建設業者の詳細情報」を印刷したもの 国土交通省ホームページ「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」 https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/
5	工事経歴書	可	変更後に希望する業種の、直前2年間に完成または着手した工事（未完成分含む）について、元請・下請を区別して、消費税込みの金額を記入してください。
6	技術者名簿	可	変更後に希望する業種の技術者名簿を提出してください。 申請日時点で常時雇用（3か月以上）している正社員のうち、主任技術者または監理技術者の要件を満たす者について、年令、最終学歴（学校名は不要）、免許の種類、監理技術者資格者証交付番号、実務経験年数等を記入してください。 市外業者で、技術者数が30名以上となる場合は、30名までの記載でも可。
7	技術検定合格証明書 （市内・準市内業者のみ必要）	可	技術者名簿に記入した者が、法令による資格を有している場合、添付してください。 1級技士補の資格を有する者が、2級の資格等を有する場合は、2級の技術検定合格証明書についても提出してください。
8	恒常的な雇用関係を確認できる書類 （市内・準市内業者のみ必要）	可	技術者名簿に記載した者について、原則下記①～③のいずれかの写しを提出してください。 ①健康保険被保険者証 ※記号、番号、保険者番号、QRコードにマスキング処理（黒塗り等）を施してください。 ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ③住民税特別徴収税額通知書
9	監理技術者証の写し（両面） （市内・準市内業者のみ必要）	可	技術者名簿に記入した者のうち、監理技術者について、申請日時点で有効期間内のものを提出してください。 裏面で経歴及び監理技術者講習修了履歴を確認しますので、必ず両面のコピーが必要です。
10	業者カード	可	「市内・準市内業者用」と「市外業者用」のうち、該当する書類を提出してください。 「市内業者」とは、高槻市内に本店を置く者のことです。 「準市内業者」とは、過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市に営業所等を有する者のことです。 変更後業種以外の項目についても、すべて記入してください。

※「5 工事経歴書」、「6 技術者名簿」については、高槻市の様式で求めている事項がすべて記載され、かつ高槻市で判読できない記号・コード等が使用されていない場合に限り、高槻市の様式以外による代用が可能です。